

ミニカードローン・カード規定



(2020年4月1日)

【目次】

第1条(カードの利用)	…1
第2条(ATMによる預金の払戻し)	…1
第3条(ATMによる預金の預入れ)	…1
第4条(振込機による振込)	…1
第5条(ATMによる振替入金)	…1
第6条(ATM利用手数料等)	…2
第7条(ATM・振込機故障時等の取扱い)	…2
第8条(カードによる預入れ・払戻し金額等の通帳記入)	…2
第9条(届出事項の変更等、カードの紛失、カードの再発行等)	…2
第10条(カード・暗証番号の管理等)	…2
第11条(偽造カード等による払戻し等)	…3
第12条(盗難カード等による払戻し等)	…3
第13条(ATM・振込機への誤入力等)	…3
第14条(譲渡・質入れ等の禁止)	…3
第15条(解約、カードの利用停止等)	…3
第16条(規定の適用)	…4
第17条(この規定の変更)	…4
附則	
第1条(この規定の適用)	…4

この規定は、申込人（以下、「借主」というものとします。）が株式会社山口銀行（以下、「銀行」というものとします。）に差入れたミニカード利用申込書兼取引約定書にもとづく契約（以下、「この契約」というものとします。）に適用されるものとします。

第1条(カードの利用)

普通預金（総合口座取引の普通預金を含むものとします。以下同じ。）について発行したキャッシュカードは、当該預金口座について、次の各号の場合（以下、「この取引」というものとします。）に利用することができるものとします。

- ①銀行の窓口（指認証契約を締結している場合に限るものとします。以下、本条において同じ。）、または銀行および銀行がオンライン現金自動支払機の共同利用による現金支払業務を提携した金融機関等（以下、「提携先」というものとします。）の現金自動支払機（現金自動預入払出兼用機を含むものとします。以下、「ATM」というものとします。）を使用して預金の払戻し（当座貸越を利用した普通預金の払戻しを含むものとします。以下同じ。）をする場合
- ②銀行の窓口、または銀行あるいは提携先（ただし、銀行が ATM の共同利用による入金業務を提携している金融機関等に限るものとします。）の ATM を使用して普通預金（以下「預金」という。）に預入れ（当座貸越の返済を含むものとします。以下同じ。）をする場合
- ③銀行の窓口、または銀行および提携先のうち銀行が ATM の共同利用による振込業務を提携した金融機関（以下、「カード振込提携先」というものとします。）の自動振込機（振込を行うことができる ATM を含むものとします。以下、「振込機」というものとします。）を使用して振込の依頼をする場合
- ④銀行の窓口、または銀行あるいは株式会社もみじ銀行・株式会社北九州銀行の ATM を使用して預入資金を指定普通預金口座（以下、「指定口座」というものとします。）からの振替えにより払戻し、同時に銀行所定の預金口座に通帳を使用して預入をする（以下、この取扱いを「振替入金」というものとします。）場合

第2条(ATMによる預金の払戻し)

1. ATM を使用して払戻しをする場合には、画面表示等の操作手順に従ってカードを挿入し、届出の暗証番号および金額を正確に入力するものとします。この場合、通帳および払戻請求書の提出は要さないものとします。
2. ATM による払戻しは、機種により銀行または提携先所定の金額単位とし、1回あたりの払戻しは、銀行または提携先所定の金額の範囲内とします。
なお、1日あたりの払戻しは銀行所定の金額の範囲内とします。
3. ATM を使用して払戻しをする場合に、払戻し請求金額と第6条第1項に規定する ATM 利用手数料金額との合計額が、払戻すことのできる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額）を超えるときは、その払戻しはできないものとします。

第3条(ATMによる預金の預入れ)

1. ATM を使用して預入れをする場合には、画面表示等の操作手順に従ってカードを挿入し、現金を投入して操作するものとします。
2. ATM による預入れは、機種により銀行所定の種類の紙幣および硬貨に限るものとします。また、1回あたりの預入れは、銀行所定の枚数による金額の範囲内とします。

第4条(振込機による振込)

振込機を使用して振込資金を振替えにより払戻し、振込の依頼をする場合には、振込機の画面表示等の操作手順に従って、振込機にカードを挿入し、届出の暗証番号および金額を正確に入力するものとします。この場合における払戻しには、通帳および払戻請求書の提出は要さないものとします。

第5条(ATMによる振替入金)

1. ATM を使用して振替入金をする場合には、ATM の画面表示等の操作手順に従って、ATM にカードおよび振替入金口座の通帳を挿入し、届出の暗証番号およびその他の所定の事項を正確に入力するものとします。この場合における払戻しには、通帳および払戻請求書の提出は要さないものとします。
2. ATM による1回あたりの振替入金は銀行所定の金額の範囲内とします。

第6条(ATM 利用手数料等)

1. ATM または振込機を使用して払戻しをする場合には、借主は、銀行および提携先所定の ATM の利用に関する手数料（以下、「ATM 利用手数料」というものとします。）を支払うものとします。
2. ATM 利用手数料は、払戻し時に通帳および払戻請求書なしで貸越金元金に組入れることにより払戻したうえ自動的に支払うものとします。
3. 借主は、銀行の振込機を使用して振込をする場合には銀行所定の振込手数料を、またカード振込提携先の振込機を使用して振込をする場合にはカード振込提携先所定の振込手数料を振込資金の払戻し時に、払戻請求書なしで貸越金元金に組入れることにより払戻したうえ自動的に支払うものとします。
なお、カード振込提携先の振込手数料は銀行からカード振込提携先に支払うものとします。
4. 銀行の ATM 利用手数料および振込手数料は、銀行のホームページに掲載することとし、変更する場合は第 17 条の規定を適用するものとします。

第7条(ATM・振込機故障時等の取扱い)

1. 停電・故障等により ATM または振込機による取扱いができない場合には、借主は、窓口営業時間内に限り、銀行の窓口でカードにより預金の払戻し、預入れ、または振込の依頼をすることができるものとします。ただし、払戻しおよび振込の依頼は銀行が ATM 故障時等の取扱いとして定めた金額を限度とします。
なお、提携先およびカード振込提携先の窓口ではこの取扱いはしないものとします。
2. 前項による払戻しまたは振込の依頼をする場合には、借主は、銀行所定の本人確認等の手続を行うものとします。

第8条(カードによる預入れ・払戻し金額等の通帳記入)

カードにより預入れた金額、払戻した金額、ATM 利用手数料金額または振込手数料金額の通帳記入は、通帳が ATM、振込機もしくは銀行の通帳記帳機で使用されたことを認知した場合に行うものとします。また、窓口でカードにより取扱った場合も同様とします。

第9条(届出事項の変更等、カードの紛失、カードの再発行等)

1. 氏名、暗証番号その他の届出事項に変更があった場合には、借主は、直ちに書面によって銀行に届け出るものとします。この届出の前に生じた損害については、銀行は責任を負わないものとします。
2. 届出の暗証番号は、銀行所定の ATM を利用して変更できるものとします。変更には画面表示等の操作手順に従ってカードを挿入し、届出の暗証番号その他の所定の事項を入力するものとします。この場合、書面による届出は要さないものとします。
3. カードを紛失し、または盗取された場合には、借主は、直ちに書面によって銀行に届け出るものとします。この届出を受けたときは、銀行は、直ちにカードによる預金の払戻し停止の措置を講じます。また、カードが偽造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合または他人に使用されたことを認知した場合にも同様に借主は直ちに書面によって銀行に届け出るものとします。この届出の前に生じた損害については、第 11 条および第 12 条に定める場合を除き、銀行は責任を負わないものとします。
4. 前項の届出の前に、カードを失った旨電話による通知があった場合にも、前項と同様とします。
なお、この場合にも借主は速やかに書面によって銀行に届け出るものとします。
5. カードを失った場合のカードの再発行は、銀行所定の手続をした後に行うものとします。この場合、銀行は相当の期間をおくことができるものとします。
6. カードを再発行する場合には、借主は、銀行がホームページに掲載する所定の再発行手数料を支払うものとします。
なお、手数料の変更にあたっては第 17 条の規定を適用するものとします。

第 10 条(カード・暗証番号の管理等)

1. 借主は、カードは他人に使用されないよう保管するものとします。また、暗証番号は生年月日・電話番号等の他人に推測されやすい番号の利用を避け、他人に知られないように管理するものとします。
2. 銀行が、カードの電磁的記録によって、ATM 等の操作の際に使用されたカードを銀行が交付したのものと処理し、入力された暗証番号と届出の暗証番号との一致を確認して預金の払戻しをしたうえは、カードまたは暗証番号につき、偽造、変造、盗用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、銀行および

提携先は責任を負わないものとします。ただし、この払戻しが偽造カードによるものであり、カードおよび暗証番号の管理について借主の責に帰すべき事由がなかったことを銀行が確認できた場合の銀行の責任については、このかぎりではありません。

3. 銀行の窓口において銀行所定の本人確認手続を行ったうえ取扱った場合にも、前項と同様とします。

第 11 条(偽造カード等による払戻し等)

1. 偽造または変造カードによる払戻しについて、借主の故意による場合、または当該払戻しについて銀行が善意かつ無過失であって、借主に重大な過失があることを銀行が証明した場合を除き、その払出しは無効とします。この場合、借主はカードおよび暗証番号の管理状況、被害状況、捜査機関への通知状況等について、銀行の調査に協力するものとします。
2. 前項は、前条第3項により、窓口でなされた払戻しには適用されないものとします。

第 12 条(盗難カード等による払戻し等)

1. カードを盗取され、当該カードによりなされた払戻しについては、次の各号の全てに該当する場合、借主は銀行に対して当該払戻しの額に相当する金額およびこれに付帯する約定利息ならびに手数料に相当する金額（以下、「補てん対象額」というものとします。）の補てんを請求することができるものとします。
 - ①カードの盗難に気付いてから速やかに銀行への通知が行われていること
 - ②銀行の調査に対し、借主より十分な説明が行われていること
 - ③銀行に対し、捜査機関に被害届を提出していること、その他の盗取されたことが推測される事実を確認できるものを示していること
2. 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが借主の故意による場合を除き、銀行は、銀行へ通知が行われた 30 日（ただし、銀行に通知することができないやむを得ない事情があることを借主が証明した場合は、30 日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた払戻しにかかる補てん対象額を補てんするものとします。ただし、当該払戻しが行われたことについて、銀行が善意かつ無過失であり、かつ借主に過失があることを銀行が証明した場合には、銀行は補てん対象額の 4 分の 3 に相当する金額を補てんするものとします。
3. 前二項の規定は、第 1 項にかかる銀行への通知が、盗取が行われた日（当該盗取が行われた日が明らかでないときは、当該盗取にかかる盗難カード等を用いて行われた不正な当座貸越借入金の払戻しが最初に行われた日。）から 2 年を経過する日後に行われた場合には適用されないものとします。
4. 第 2 項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを銀行が証明した場合には、銀行は補てん責任を負わないものとします。
 - ①当該当座貸越の払戻しが行われたことについて銀行が善意かつ無過失であり、かつ次のいずれかに該当する場合
 - A) 借主に重大な過失があること
 - B) 借主の配偶者、二親等以内の親族、同居の親族、その他の同居人、または家事使用人によって行われたこと
 - C) 借主が、被害状況についての銀行に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと
 - ②戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じ、またはこれに付随してカードが盗取された場合

第 13 条(ATM・振込機への誤入力等)

ATM・振込機の使用に際し、金額等の誤入力により発生した損害については、銀行は責任を負わないものとします。

なお、提携先の ATM・カード振込提携先の振込機を使用した場合の提携先・カード振込提携先の責任についても同様とします。

第 14 条(譲渡・質入れ等の禁止)

カードは譲渡、質入れまたは貸与することはできないものとします。

第 15 条(解約、カードの利用停止等)

1. この取引を解約する場合には、借主はこのカードを銀行に返却するものとします。

2. カードの改ざん、不正使用など銀行がカードの利用を不相当と認めた場合には、銀行はその利用を断ることができるものとします。この場合、借主は、銀行からの請求があり次第直ちにカードを銀行に返却するものとします。
3. 次の各号の事由が一つでも生じた場合には、銀行はカードの利用を停止できるものとします。この場合、銀行の窓口で銀行所定の本人確認手続を行い、銀行が借主本人であることを確認できたときに停止を解除するものとします。
 - ①借主が前条に定める規定に違反した場合、またはそのおそれがあると銀行が判断した場合
 - ②カードが偽造、盗難、紛失等により不正に使用されるおそれがあると銀行が判断した場合

第16条(規定の適用)

この規定に定めのない事項については、銀行のミニカードローン規定、振込規定、デビットカード規定、インターネット・モバイルバンキング規定、普通預金（スマホ de 通帳！）規定および指認証規定により取扱うものとします。

なお、カード振込提携先の振込機を使用した場合には、銀行の振込規定にかえて、カード振込提携先の定めにより取扱うものとします。

第17条(この規定の変更)

1. 銀行は、金融情勢その他状況の変化等相応の事由があると認められる場合には、民法第548条の4の規定にもとづきこの規定の各条項を変更できるものとします。
2. 前項により規定を変更する場合、銀行は、変更を行う旨、変更後の規定の内容、その効力発生時期を、店頭表示、インターネット、またはその他相当の方法で公表することにより周知するものとします。
3. 前二項による変更は、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとし、公表の日から適用開始日までに変更の内容に応じて相当の期間をおくものとします。

附 則

第1条(この規定の適用)

2020年3月31日以前にミニカードローンを契約した借主は、この規定が契約時の規定内容の一部を変更したものであることを確認のうえ、2020年4月1日よりこの規定が適用されることを承諾するものとします。

以 上